

委員 長 報 告 書

さる 9 月 11 日の本会議において、本委員会に付託された

議案第 7 号 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例について

議案第 8 号 橋本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例について

議案第 9 号 橋本市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を
定める条例について

議案第 10 号 橋本市支給認定及び保育の利用に関する条例について
を審査するため、9 月 17 日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも
全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要
を報告いたします。

記

議案第 7 号は、子ども・子育て支援新制度において、学校教育法や児童福祉法等に基づく認可等を受けた教育・保育施設や地域型保育施設が申請を行い、市町村は対象施設・事業等の運営基準に照らし合わせ、給付による財政支援の対象となることを確認することになるが、その運営基準については、子ども・子育て支援法により給付の実施主体である市町村が条例で定めることとなるため、本市では国が示す基準と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、国が示す基準どおりに新たに条例で定めるものである。

委員から、利用申込みを受けたときの正当な理由のない提供拒否の禁止規定について、「正当な理由」とは何か とのただしがあり、利用定員を超えていたり、申し込みを受けつけた時点で定員を超えてしまう場合である。その他特別な事情がある場合も考えられるが、現時点では国は明確な基準を示していない との答弁がありました。

特定地域型保育事業者が連携施設確保に 5 年間の猶予期間を設ける経過措置を規定しているが、連携施設が確保できていないと困らないか との

ただしがあり、この経過措置は連携施設の確保が著しく困難であり、一方、適切な支援を行うことができる市が認めた場合に限り、本市には連携施設となりうる保育園、認定こども園等が複数あるため、この経過措置を実際に適用することはないと考えているとの答弁がありました。

特定地域型保育4事業の本市における需要と今後の見通しについて ただしがあり、国において、0歳から2歳児において待機児童が多い現状から新たに設けられた事業であるが、本市においても需要予測を行い、子ども・子育て会議でも確保方策を議論していただいたが、認定こども園整備の進展や私立保育園の開園予定などの現状から、0歳から2歳児の保育需要については対応可能であり、需要の見込みはないと予測しているとの答弁がありました。

新制度開始による業務量増加が見込まれるが担当する職員体制はどうかとのただしがあり、利用に必要な認定業務や私立幼稚園の保育料の設定業務等の業務量増加が見込まれる。しかしながら、現時点では必要となる正確な職員数については算出していないとの答弁がありました。

現行の保育制度から新制度移行に関する主な改正点について ただしがあり、現在保育所を利用する場合、保育に欠ける、欠けないという観点で判断しているが、新制度では保育の必要性から判断し、月120時間以上の就労要件が月48時間へ変更されるほか、DV等複数の利用事由が追加され、より柔軟な運用となるとの答弁がありました。

議案第8号は、放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育所の設備及び運営の基準について、議案第7号と同様に、国の示す基準どおりに条例で新たに定めるものである。ただし、一部の基準について条例施行日までに満たすことができない学童保育所があることから、5年の猶予期間を認める経過措置を設けている。

委員から、児童一人あたりの施設面積基準1.65㎡を満たしていない学童保育所について ただしがあり、紀見地区学童保育所と城山地区学童保育所については、それぞれ改修工事により面積が2倍以上になるので基準を満たすことになる。三石地区学童保育所については、増築した場合に運営が2箇所に分かれることが課題であり、来年度以降の整備として考えて

いるとの答弁がありました。

非常災害対策や緊急時等における各学童保育所の対応について ただしがあり、緊急避難と消火訓練は年1回実施しており、体制はできているが、防災マニュアルを整備できていない学童保育所があることを確認しており、今後作成の徹底を指導していきたいとの答弁がありました。

学童保育所によるAED設置要望について ただしがあり、学童保育所が学校施設を利用していることから、学校に設置されたAEDを共有していただくことになる。現状では、休校時には窓ガラスを破壊して校内に進入する必要がある学校もあることから、より使用しやすい設置場所を現在検討している。また、市が学童保育所に支出している運営補助金によりリース等での設置を求めているとの答弁がありました。

議案第9号は、児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の設備及び運営の基準について、議案第7号と同様に、国の示す基準どおりに条例で新たに定めるものである。ただし、国の基準の離島に関する項目は削除している。

委員から、家庭的保育者の要件として、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者について ただしがあり、具体的な要件については国から示されていないが、放課後児童健全育成事業等における職員要件については、社会福祉士、教諭資格を有する者などとの基準が示されていることから、これらを参考にしながら定めていきたいとの答弁がありました。

議案第10号は、子ども・子育て支援法において、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みとなるため、保育の必要性の基準は国が定めるが、運用については市町村に委任されることから、保育を必要とする子どもの認定事由、利用時間の区分、優先利用の基準等について、新たに条例で定めるとともに、これまでの橋本市保育の実施に関する条例を廃止するものである。

委員から、質疑、意見等はありませんでした。